

令和6年度 町単 御代田町例規集データベースの構築及びデータ更新等業務 公募型プロポーザル仕様書

1. 目的

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）の再構築に係るソフトウェア及びデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

御代田町例規集に登載されている条例、規則等をデータベース化し、Web での検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの再構築を行うものである。

3. 仕様

(1) 基本仕様

- ア. LGWAN 環境における IDC（インターネット・データ・センター）にサーバを設置し管理する方式によりサービスを提供できる構成とする。
- イ. 庁内 LAN に接続している全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■0 S : Windows 10 以上

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome

- ウ. データベースの構築は、御代田町からデータで提供する御代田町例規集（令和6年6月21日内容現在、現行例規約750件、廃止例規約230件）を対象とする。

- エ. 1年間の改正件数は、約130件とする。

(2) システム仕様（例規）

ア. 例規・原議検索

① 例規・原議検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規及び原議を検索できる機能があること。また、検索結果の画面において、本文（別表・様式を含む。）を開かずとも対象のキーワードをすべてハイライト表示するとともに、検索結果をファイル出力することができること。

② 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能があること。

③ 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示する機能があること。

④ 見え消し表示機能

例規本文画面からワンクリックで1つ前の施行日と比較可能な見え消し表示機能があること。なお、見え消し表示については法制執務に則った文言単位での表示とすること。

⑤ リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能があること。

⑥ 原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能があること。また、原議本文は例規本文と同様のデータ形式とすること。

⑦ 本文出力機能

例規全文（原議本文含む。）又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能があること。

⑧ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能があること。

⑨ 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能があること。

イ. 例規起案・審査

① 条文編集機能

- ・ クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能があること。
- ・ 追加又は削った条項号を自動で一括繰り上げ下げする機能があること。
- ・ 別表改正において行の追加等がエクセル同様の感覚で操作できること。また、システム外で作成したワードやエクセルの表を取り込み、原議や新旧対照表へ反映できる機能があること。

② 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能があること。

③ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能があること。

④ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能があること。

⑤ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能があること。

⑥ とけ込ませ後条文表示機能

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能があること。また、とけ込ませ後条文から、新旧対照表の自動生成が可能なこと。

(3) 外部公開用データ

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できるデータ

(4) システム仕様（法令・判例）

ア．法令検索システム

- ① 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
- ② 官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- ③ 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。
- ④ 法令本文から委任、罰則規定等の参照条文を表示できること。
- ⑤ 更新は週に1回実施すること。

イ．法令改廃情報提供システム

- ① 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。
- ② 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- ③ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- ④ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- ⑤ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。
- ⑥ 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を所管課ごとに週に一度メールにて配信できること。

ウ．判例検索システム

- ① 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- ② 判例集に記載された判事事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。
- ③ 判例本文から関連する法令を表示できること。
- ④ 更新は週に1回実施可能であること。

エ．政策法務支援システム

① 例規検索機能

- ・ 都道府県・市区町村・一部事務組合の例規を用語、題名、年月日等（複数用語

指定も可) から検索・閲覧できること。

- ・ 地域・自治体属性（市・政令指定都市・中核市・特例市・都道府県・区・町・村・一部事務組合）・人口規模・例規種別（モデル例規含む。）を指定して検索・閲覧することができること。
- ・ 当町の任意の例規との比較によって類似度の高い例規を全国の市町村から検索・閲覧できること。
- ・ 検索結果を施行日順で一覧表示できること。

② 本文比較機能

- ・ 全国の自治体の任意に選択した例規を対象に文言単位で比較表を生成・出力できること。
- ・ 当町の例規と任意に選択した例規（当町の他の例規、他自治体の例規のいずれも対応）の文言単位で比較表を生成・出力できること。
- ・ 全国の自治体の任意に選択した例規を対象に1つ前の施行時点との新旧対照表を文言単位で自動生成・出力できること。
- ・ 検索された当町の例規と類似度が高い任意の全国市区町村の例規を比較し、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。

③ 本文出力機能

- ・ 全国の自治体の任意に選択した例規全文をダウンロード、印刷できること。

④ 様式出力機能

- ・ 全国の自治体の任意に選択した様式をダウンロード、印刷できること。

⑤ 検索結果出力機能

- ・ 全国の自治体の検索条件に合致した例規の一覧をダウンロード、印刷できること。
- ・ 全国の自治体の複数の例規データを一括出力できること。

(5) 法制執務支援サービス

ア. 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ. 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

(6) システム操作のサポート

ア. システム導入後、職員に対し年1回以上の操作説明研修会を実施すること。

イ. 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール等）を設置すること。

(7) データ更新

ア. 更新データについてはシステム上で委託業者へ送付ができること。

イ. 各議会定例会終了後にデータ更新を行うこと（年4回以上、最大年12回）。更新の期限は、改正原稿送付後、30日以内にデータ更新を完了すること。

(8) ホームページ公開用例規データ

例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有したデータを都度作成し、ホスティングサービスにて提供すること。

4. 営業サポート

当町を担当する営業担当者は、月2回以上訪問し、法令改正等（税制改正に関する改正資料及び例規システムへ取り込み可能な改正文等）の情報提供を行うものとする。また、併せて近隣自治体の動向も逐次提供することとし、議会前には上程の可能性のある例規の情報提供を資料として提示すること。

例規集システムのバージョンアップが実施された際には、説明資料を持参の上、当町例規担当者に説明すること。

5. 保守等について

(1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。

(2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。

(3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

(4) システムは、24時間、365日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に当町に報告すること。運用停止の際は、システム上に案内文等を表示し、利用者に対して通知を行うこと。

6. 機密保護

本契約で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、又は開示してはならない。また、磁気媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。

7. 納入方法

受託者のデータセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

8. 納入時期

令和7年3月31日までに納入すること。

9. 見積金額の算出方法

「3.仕様(1)基本仕様 ウ及びエ」で示した例件数、年間更新件数を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。

10. データの引継ぎ

本事業の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由にかかわらず、例規集システムの利用を終了するときは、当町の指示に従って必要なデータを無償で提供し、データの引継ぎについて誠意をもって対応すること。